

## **【事案Ⅶ-4】入院共済金請求**

・平成27年7月23日 不受理決定

### **<事案の概要>**

神経症性うつ病にて入院、その後も他の傷病で入院をしたところ、突然入院共済金支払対象外及び共済契約を解除する旨の通知が届いた。申立人が当該団体の他にも保険に加入していたこと、及び告知義務違反が理由のようであるが、これまで上記疾病名による入院で、入院共済金を問題なく受領しており、かつ、今回の入院も医師の指示によるものであるため、被申立人の決定には納得がいかないとして、申立てに及んだもの。

### **<不受理の理由>**

審議会では、申立ての適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第16条第3号にもとづき、申立てを不受理とした。